

## 建築士制度小委員会とりまとめ

## はじめに

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年8月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で引き続き議論を行うこととし、その専門的な検討を行うため、平成19年3月に「建築士制度小委員会」が設置された。

「建築士制度小委員会」での主な検討事項は以下に示すものであり、平成19年12月を目途に基本制度部会に対し、検討内容を報告することとされた。

- ・ 建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の建築士試験受験資格）の見直し
- ・ 講習制度（講義・修了考査の内容、構造／設備設計一級建築士の同等認定のあり方等）について

「建築士制度小委員会」では、4月以降12月に至るまで、6回にわたる議論を行い、今般、その成果をとりまとめることとした。今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、今後、具体的な制度設計が行われることを期待するものである。

なお、建築士試験、講習の実施等にあたっては、制度改正の内容について、関係者に十分に周知するとともに、その運用について、実情を踏まえた柔軟な対応をとることで、新たな制度に円滑に移行できるよう留意する必要がある。

## 建築士試験の受験資格の見直しについて

建築士の資格付与の前提となる建築士試験については、原則として、一定の学歴要件を満たしたうえで、一定期間以上の建築に関する実務経験を有していることを受験資格としている。

社会資本整備審議会答申のなかでは、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証したうえで資格を付与すべきとの指摘があり、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

#### 1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格（学歴要件）となる「建築に関する指定科目」の設定にあたっては、指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとして設定すべきである。しかしながら、一方で、建築の教育課程は総じて自由度が高いうえ、大学等に対する社会の要請や設置基準の自由化等の影響でさらに多様化している実態があることから、建築士受験資格のための指定科目を設定することが、こうした建築教育の実態に制約を加えることのないように留意する必要がある。

#### 2) 建築に関する指定科目

- 一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を必ず履修させるために、建築に関する各分野（建築計画、設計製図、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産等）ごとに必要単位をバランスよく取得するよう別添資料①及び②を参考に、建築に関する指定科目を設定すべきである。
- なお、今回の見直しは、学科卒業を持って学歴要件としているこれまでの仕組みとは実務的に大きく異なり、所定の科目を履修していることの確認のための業務やこれに伴う費用が増加することが見込まれる。したがって、今後、国土交通省において指定科目を定め、指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等において、この仕組みを運用するにあたり、大学、高等専門学校、工業高校等の実務者と十分に意見交換を行うなど、円滑な制度移行に向け、十分に配慮する必要がある。

### 3) 指定科目の具体的な内容

- 指定科目の具体的な内容については、以下の整理とすべきである。
- ・ 以下の考え方を参考に、建築以外の分野との境界領域的な科目との線引きを行う。
  - ① 「建築計画・設計製図」「環境工学・建築設備」等の分野における指定科目は、原則として、当該科目が建築（住宅含む）を主な対象とし題材としているものとする。
  - ② 「構造力学」「建築材料」等の分野における指定科目は、当該科目が特段、建築（住宅を含む）を主な対象としていないものも含める。
- ・ 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としない。

### 4) 指定科目の確認の方法

- 大学等の個別の科目が基準に該当しているかどうかの確認の方法について、国土交通省・指定試験機関である(財)建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべきである。また、チェックの結果、確認された科目については、大学等への通知を行うとともに、ホームページに掲載する等の情報提供を行うことを検討すべきである。
- また、受験時に、各々の受験者が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法については、大学等が各々の受験者に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべきである。

## 2. 実務経験要件について

### 1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格である「建築に関する実務経験」については、建築士として必要な知識及び技能を現実に修得する実務訓練を得る機会として適切に定める必要がある。したがって、建築士の独占業務である設計・工事監理に必要な知識・能力が、その業務の中で獲得できる実務経験とすべきである。  
具体的には、「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」、すなわち、建築士となった際に、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行う能力が獲得できる実務経験とすべきである。

### 2) 実務経験の具体的な内容

- 「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」を獲得できるような実務経験として、設計・工事監理に関する実務経験と同等に評価できるものとして、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべきである。具体的には、以下の取扱いとすべきである。[別添資料③参照]
- ・ 設計・工事監理を行う営繕業務や設計図書と建築関係法規の整合を確認する建築確認に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体をとりまとめる建築工事や大工工事（造作工事等は除く。）における施工管理に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 大学院における教育課程においては、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める。
- ・ いわゆる各種工事の施工管理や設計図書・施工図等の図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

### 3) 実務経験の確認の方法

- 実務経験の確認の方法については、現在実施している申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすることで、現在の実務経験審査の精度をより向上させることとすべきである。
- また、原則として、管理建築士等の建築士が証明することとすべきであるが、これが困難な場合は他の責任ある立場の者が証明する、証明がやむを得ずできない場合はその理由を提出する等の工夫を検討すべきである。

## 3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

- 今回の建築士受験資格の見直しは、建築設計の高度化、専門分化を踏まえ、建築士に本来期待されている設計・工事監理業務に必要な能力を的確に検証した上で資格を付与する方向での見直しとなっている。  
こうした見直しの考え方を踏まえ、専門能力を有する技術者として建築士法上位

置付けられている建築設備士について、二級建築士と同等の能力を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべきである。

## 講習制度について

今回の改正建築士法が施行されると、様々な講習制度が導入されることとなる。適切な設計及び工事監理の業務を遂行できる建築士の資質、能力を確保するとともに、建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ構造設計・設備設計の適正化を図る観点から、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1. 講習の基本的枠組みについて

- 建築士の定期講習、構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習、管理建築士講習の全てについて、講義と修了考査を併せて実施すべきである。
- また、建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべきである。

### 2. 建築士の定期講習について

建築士事務所に所属し、業に携わる建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

なお、建築士の種別に応じ、一級・二級・木造の3種類の定期講習が実施されることとなるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとすべきである。

#### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。

- ・ 講義内容は、
  - ① 法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等
  - ② 設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の〇×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

## 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

## 3. 構造／設備設計一級建築士講習について

一定規模以上の建築物の構造／設備設計に関し、設計又は法適合確認を行う構造／設備設計一級建築士となるに際し、受講する構造／設備設計一級建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考査1日程度）。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確認等

② 構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理 等

とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

- ・ 講義内容に関し、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- ・ 設計能力と法適合性確認の能力を確認するため、1日程度の修了考査を実施する。修了考査は、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に関する講義を受講し、修了考査を受けることとする。

## 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

## 3) 実務経験審査

- 実務経験審査については、建築士として5年間（60ヶ月）の構造／設備設計の実務経験に関し、構造／設備設計を行った建築物ごとに、その内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等）を提出させる等により確認すべきである。
- また、建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべきである。具体的には、
  - ① 原則として管理建築士が行うこととし、
  - ② 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士が行い、
  - ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。  
なお、上記③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。

## 4) 同等認定

- 構造／設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、以下のとおり、同等認定を行うべきである。
  - ① 法律上の実務経験は「構造／設備設計」となっているが、設計実務の現状に

- 鑑みて、工事監理を行っている場合も、実務経験と認める。
- ② また、これまで実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験と認める。（一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定する。）
  - ③ 「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理に際し、建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った業務も含め、これを一級建築士として設備設計を行うことと同等として実務経験と認める。
  - ④ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する。
  - ⑤ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考査の部分を免除する。
- [別添資料④参照]

#### 5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- 法施行時に、特に地方部において、構造／設備設計一級建築士が不足し、建築設計が停滞するとの懸念があることを踏まえ、法施行までに行われる講習で大臣が定めることとされている、いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要となる技術者の確保に十分配慮すべきである。また、「みなし講習」においては、既存の関係する資格取得者について、技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべきである。

### 4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

構造／設備設計一級建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける予定の構造／設備設計一級建築士定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

#### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 前回講習を受講した後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
  - ・ 講義内容は、



- ① 構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容 等
  - ② 構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理 等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施する。

## 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

## 5. 管理建築士講習について

建築士事務所の技術的総括を行う管理建築士の要件として行う管理建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項 等
    - ② 建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止 等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

## 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

## 3) 実務経験審査

- 3年間の実務経験内容は、原則として、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務）とし、その具体的内容を提出させることにより確認すべきである。
- 実務経験については、原則として管理建築士が証明を行うこととし、管理建築士が死亡等の場合でこれらの証明が出来ない場合は、他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることとすべきである。  
なお、他の建築士が証明を行う場合は、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。
- 管理建築士講習に関し、当初3年間は、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である者が大量に受講することが見込まれ、この場合の実務経験審査について建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、弾力的な対応について検討すべきである。

## 大臣の指定する建築に関する科目(案)

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要 単位数
建築設計 製図	建築物及び工作物等を設計したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、基礎製図、建築設計製図、建築 CAD 演習 等	
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、住宅計画、住宅地計画、建築防災計画、都市計画、地域計画、景観工学、建築意匠、建築史 等	
建築環境 工学	建築等の環境において人体の健康等に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、建築音響学、建築音環境計画、建築光環境計画、建築熱環境計画、建築環境測定 等	
建築設備	建築物等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、土質力学、構造解析、振動解析、構造実験 等	
建築一般 構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	建築一般構造、建築構法、構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート構造、耐震構造、建築防火工学 等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	建築材料学、建築材料計画、建築材料実験 等	
建築生産	建築又は建設の工事の実施及び建築生産に関するもの	建築施工、建築生産、建築生産管理、建築積算、建築経済学 等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法令及び建築行政に関するもの	建築法規、建築都市法規、建築行政 等	
その他	上記分類以外のその他建築に関するもの	建築情報処理演習、建築造形演習、測量学実習、ランドスケープ、建築職能論、建築倫理 等	
合 計			

(注)対象外となる科目の例

交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、鉄道工学、土木振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑 等

## 指定科目の必要単位数について（案）

## ① 分野ごとの必要単位数等

	《一級建築士》	《二級・木造建築士》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士》 工業高校の場合
建築設計製図	(7単位以上)	(5単位以上)	(3単位以上)
建築計画	(7単位以上)	(7単位以上)	(2単位以上)
建築環境工学	(2単位以上)		
建築設備	(2単位以上)		
構造力学	(4単位以上)	(6単位以上)	(3単位以上)
建築一般構造	(3単位以上)		
建築材料	(2単位以上)		
建築生産	(2単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
建築法規	(1単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	10単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	<4年制大学> 60単位程度 <短大・高専> 40単位程度	<4年制大学・短大・高専> 40単位程度	<工業高校> 20単位程度

## ② 大学等の別による必要単位数等

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60(30)	<50(30)>	<40(30)>	40(20)	
短大(3年)		50(30)	<40(30)>	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20(10)

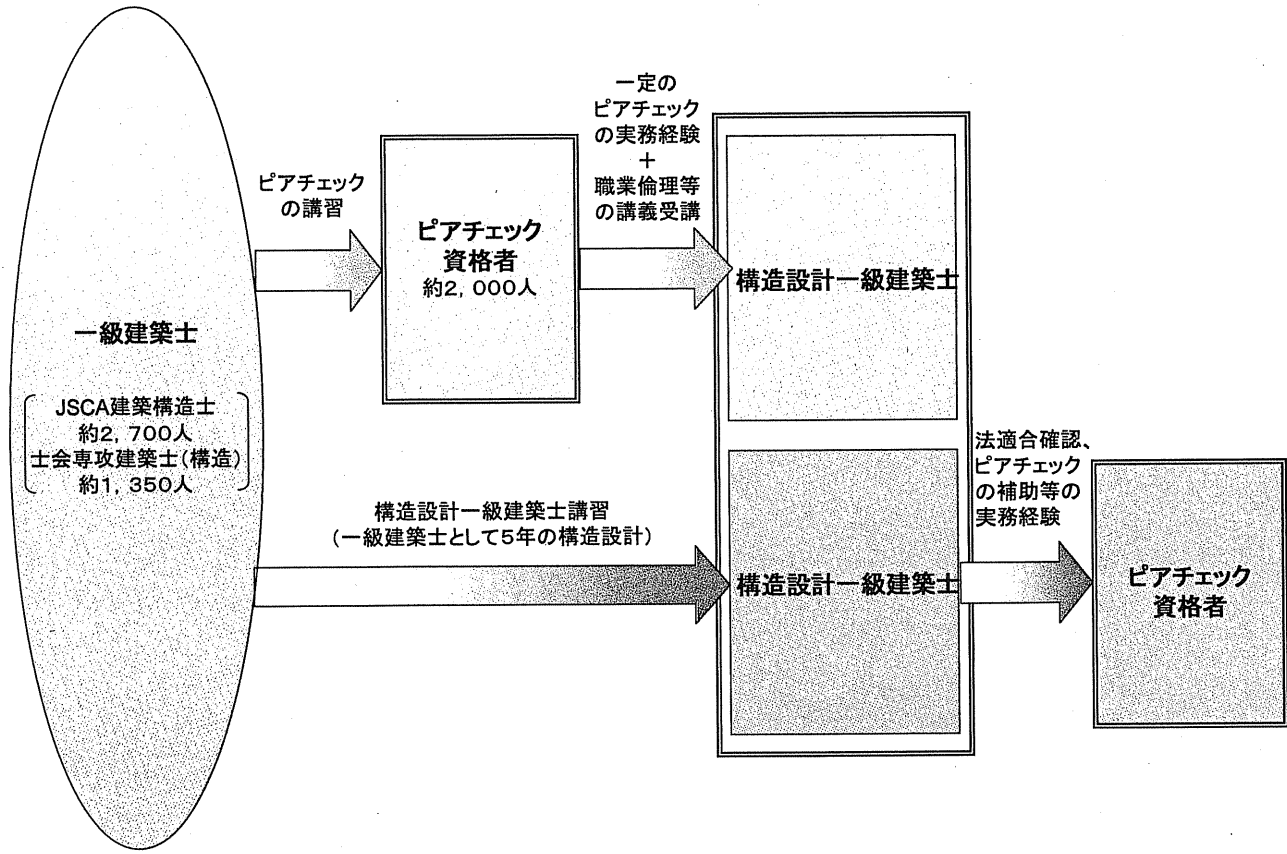
(注) < >書きは、同等認定を行う予定(国土交通大臣による同等認定)。

( )書きは、その対以外の9分野の最低単位数を示し、内数である。

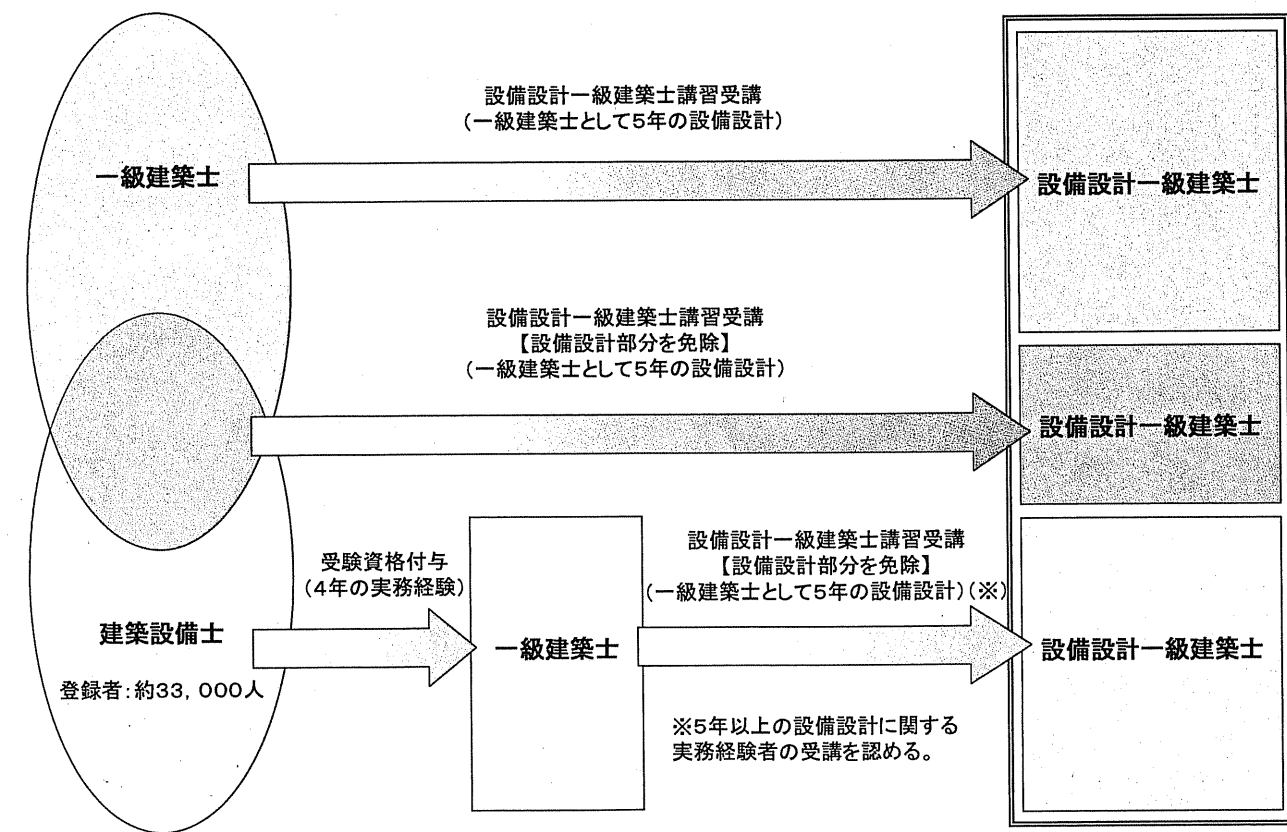
## 実務経験要件の新旧対照（案）

現行	変更（案）
<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○</p> <p>▽建築物の施工管理 ・建築一式工事の施工管理…○ ・大工工事の施工管理…○ ・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…○</p> <p>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…○ ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…○</p>	<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○</p> <p>▽建築物の施工管理 ・建築工事の施工管理…○ ・大工工事（造作工事等を除く。）の施工管理…○ （注：いずれも、設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめるものに限る。）</p> <p>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…× ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…×</p>
<p>②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）</p>	<p>②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）</p>
<p>③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…○</p> <p>▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…○</p>	<p>③建築士のその他業務関連等 ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…× ▽ 建築士法第 21 条で規定する建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…×</p>
<p>④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…○ ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…○ ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…○</p>	<p>④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…× ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…× ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…×</p>
<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …条件付きで（課程修了者、研究テーマ、指導教官の証明等）○</p>	<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …通常の大学院での研究×。ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育…○</p>

必要となる技術者の確保のための措置(構造)



必要となる技術者の確保のための措置(設備)



## 建築士制度小委員会委員名簿

小委員長 村上 周三 慶應義塾大学教授

青木 宏之 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長

金子 敏夫 東京都都市整備局市街地建築部長

木原 碩美 (社) 日本建築構造技術者協会会長

久保 哲夫 東京大学大学院教授

河野 進 (社) 日本建築家協会元副会長

笹田 己由 全国建設労働組合総連合前住宅対策部長

戸田 晴久 大阪府住宅まちづくり部長

服部 岑生 (社) 日本建築学会 建築教育認定事業委員会委員長

藤本 昌也 (社) 日本建築士会連合会副会長

牧村 功 (社) 建築設備技術者協会会長

町井 充 (社) 建築業協会生産委員会設計専門部会委員

三栖 邦博 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長

野城 智也 東京大学教授

## 建築士制度小委員会のスケジュール

4月18日(水) 15:30~17:30

○ 第1回小委員会の開催

: 検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

5月25日(金) 10:00~12:30

○ 第2回小委員会の開催(受験資格に関して集中的に討議)

: 基本的枠組みの整理、委員からの受験資格に関する論点のプレゼンテーション  
等

6月

7月27日(金) 13:30~15:30

○ 第3回小委員会の開催(講習制度に関して集中的に討議)

: 基本的枠組みの整理、委員からの講習制度に関する論点のプレゼンテーション  
等

8月

9月21日(金) 10:00~12:00

○ 第4回小委員会の開催(講習制度及び受験資格に関して集中的に討議)

: 講習制度に関する論点整理 等

10月

11月6日(火) 15:30~17:30

○ 第5回小委員会の開催(受験資格に関して集中的に討議)

: 建築士受験資格について 等

12月6日(木) 10:00~12:00

○ 第6回小委員会の開催

: 最終とりまとめ